

聖籠町における住民税非課税対象者

均等割…所得にかかわらず均一にかかるもの
所得割…所得に応じてかかるもの

①生活保護を受けている方

②障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の方

→均等割も所得割もかかりません。

③上記以外の方

(下表のとおり所得と扶養人数に応じて変わります。)

	扶養人数等	0人	1人	2人	3人	4人	5人	計算式
均等割がかからない方	前年の合計所得金額	380,000	828,000	1,108,000	1,388,000	1,668,000	1,948,000	前年の合計所得金額 ≤ 28万円 × (控除対象配偶者及び扶養親族の数 + 1) + (控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ) 16万8千円 + 10万円
	(給与収入ベース)	930,000	1,378,000	1,683,999	2,099,999	2,499,999	2,899,999	
	(年金収入ベース) 【65歳以上】	1,480,000	1,928,000	2,208,000	2,488,000	2,768,000	3,048,000	
	(年金収入ベース) 【65歳未満】	980,000	1,470,667	1,844,000	2,217,333	2,590,667	2,964,000	
所得割がかからない方	前年の総所得金額等	450,000	1,120,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000	前年の総所得金額等 ≤ 35万円 × (本人及び同一生計配偶者、扶養親族の数) + (同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合のみ) 32万円 + 10万円
	(給与収入ベース)	1,000,000	1,700,000	2,215,999	2,715,999	3,215,999	3,700,000	
	(年金収入ベース) 【65歳以上】	1,550,000	2,220,000	2,570,000	2,920,000	3,270,000	3,726,666	
	(年金収入ベース) 【65歳未満】	1,050,000	1,860,000	2,326,667	2,793,333	3,260,000	3,726,667	

※給与・年金所得が両方ある、給与・年金以外の所得がある方は全ての所得を合計して判定する必要があります。詳しくは税務課までお問い合わせください。

(参考1) 給与・年金所得の算出方法

給与所得 = 給与収入 - 55万円 (給与収入が1,619,000円を超える場合、この限りではありません)

年金所得【65歳以上】 = 年金収入 - 110万円 (年金収入が3,300,000円を超える場合、この限りではありません)

年金所得【65歳未満】 = 年金収入 - 60万円 (年金収入が1,300,000円を超える場合、この限りではありません)

※給与・年金所得が両方ある場合、これにより計算した所得を合計して判定してください。

(参考2) 合計所得金額135万円以下 (障害者等非課税)

給与収入 : 204.3万円以下

年金収入 (65歳以上) : 245万円以下

年金収入 (65歳未満) : 180万円以下

※収入源が複数ある場合、この限りではありません。